

近代食堂1月号(12月20日発売)

豚肉値上がり要因の側面 差額関税制度の問題

11月中旬に報道各社が協畜の裏ポーク巨額関税脱税問題を報じた。検察当局の動きとして130億円もの巨額脱税としてセンセーショナルに報じられた裏側には、この問題を助長する旧態然とした制度がある事はご存知の読者は多いだろうが、詳細を知っている方はそれ程多くはないか。筆者は11月16日の報道ステーション(テレビ朝日)のインタビューを受けて「複雑な輸入制度を単純な定率関税にすべきである」とのコメントを述べた。今回はポーク特有の複雑で古い輸入関税制度、つまり差額関税制度の解説とそれにまつわる諸問題をレポートする。

差額関税制度とは、...といっても一口で説明するのは難しい。35年前の1971年に豚肉の自由化に伴い国産豚肉を保護するために安価な豚肉が輸入されないよう制度化された輸入豚肉価格(輸入申告価格+関税)が農水省の定める基準価格を下回らない様に関税を徴収する制度である。すなわち安価な輸入豚肉に一定の基準に達するまでの差額分を課税するため基準価格より安い豚肉ほど税額が高くなる。実際に数字を使って一例を示すと、

(以下欄外に表示して下さい)

現状の制度： 基準価格： 546 円/kg 分岐点価格：523 円/kg 定率関税： 4.3%

A. (定率関税の例： 輸入価格が分岐点価格より高い場合、**関税は小さい**)

輸入価格： 800 円 (ヒレ肉等) 定率関税： **34.4 円** (800 x 4.3%)

B. (定率関税も差額関税も同じ例： 輸入価格が分岐点価格の場合、**関税は最も小さい**)

輸入価格： 523 円 定率関税： **22.5 円** (523 x 4.3% 546 円- 523 円)

C. (差額関税の例： 輸入価格が分岐点価格より低い場合、**関税は非常に大きい**)

輸入価格： 300 円 (うで肉等) 差額関税：**246 円** (546 円- 300 円)

上記のA, B, Cを較べて欲しい。Cの差額関税が異常に大きいのがお分かりかと思う。

そのため実際にはA)800円のヒレ5トンとC)300円のうで5トンをコンテナに入れて平均価格550円の豚肉で申告してみると、関税は定率4.3%なので23.65円/kgとなる。この様に安い部位と高い部位を組み合わせる事をコンビネーションといい、農水省や税関から長年「問題無し」として認められて来た輸入方法であるが、最近税関によっては解釈の違いとしてコンビ価格を認めない様になって来ていると聞いている。上記コンビ豚肉10トンの関税額は**236,500円**になる。

このコンビ輸入方式を俗に**表ポーク**と言う。

さて同じ 10 トンの豚肉だがコンビにしないで、ヒレ肉・うで肉を別々に申告してみると関税額は、**1,402,000 円**(A172,000 円 + C1,230,000 円)になる。コンビとの関税の差は実に 10 トンで、**約 116 万円**にもなるのだ。従いで肉だけを差額関税で輸入する会社は、ほとんどあり得ない。

なお、協畜の脱税問題で話題になった裏ポークとは、高いヒレやロースとのコンビを組まずにうで肉やモモ等安い部位の輸入申告価格を故意に高くして差額関税を脱税する手口を言う。前出の協畜の場合は、デンマークから冷凍豚肉を輸入した際、実際より高い価格で輸入したと偽って税関に申告したもので、伝えられるところでは、2004年までの2年間で1400回以上も繰り返していた。輸入された豚肉は輸入元から直接または複数の食肉卸を経由して協畜に納入され、最終的には食肉メーカーなどに販売されたものである。

現在、アメリカ・カナダ等の販売促進機関が力を入れているチルドポークについても、コンビの解釈の違いから、税関内部においても統一が取れていない状態と聞いており、いままでコンビ価格で輸入された豚肉に対し、税関の事後調査では個別に申告し直す様に輸入各社に指導が入っているという事実がある。これらについて、税関の調査はかなり長期間かつ広範囲に渡っており、輸入商社はもちろんメーカー、一部の量販店などにも税関担当者が訪問し参考意見等を聞きに行ったとの事である。

今後もしコンビ価格が認められなければ、輸入商社はヘタをすると億単位の追徴課税を請求される可能性があり、すでに一部の商社では輸入のみならず国内取引自体を中止しポークの販売から撤退する動きさえ出てきている。これでは正常な流通や価格が阻害されてしまい、6月に大手ハムメーカーが値上げした様に、結局そのツケはポーク価格の値上がりや供給不安の形でフードサービス・消費者にまわって来る事になるのは目に見えている。

また同時に、混迷に拍車をかけているのが行政(農水省)や一部生産者団体による頑なな「差額関税制度維持」スタンスである。しかし両者の理由には大きな違いがある。すなわち農水省はWTO農産物交渉(ドーハラウンド)でコメという本丸を守るための切捨てカードとして、差額関税制度を温存したいと考えているフシがあるのだ。ある農水省の高官が「この制度は国際交渉の中で扱う」としているが、輸出国側と交渉している様には全く見えてこないのは不可解である。また、我国の制度は国内で論議すべきであって、国際交渉の場で扱うなどとは独立国としていかなものかと思わざるを得ない。

また、一部の生産者団体はとにかく何らかの輸入規制があった方が、目先の値上がりが期待できるため「自分達のプラスになるはずだ」と誤解しているように見えるのも問題である。本当に差額

関税制度が今まで生産者を守って来たとは思えないし、今後も守られるとも思えない。WTO交渉を待たずに行政は、「犯罪を助長し」「正常な流通を阻害し」「外食産業や消費者にツケを回す」旧態然とした特殊な制度を廃止し、フラットでわかりやすい「定率関税」にすべきであると筆者は一貫して主張してきている。

豚肉は牛や鶏と違って近年において各業界や消費者に大きなインパクトを与えた疫病問題とはかかわりが無かった食肉であるが、このような人災とも言える問題を抱えている事をご理解頂けたかと思う。今年から、韓国のサムギョプサル(豚焼肉)大手チェーンのノルプが日本でもチェーン展開を始めた。先日開店10日後の東京上野店に行ってみたが、国産骨付きバラを使った壺漬けカルビが売りで、なかなかの繁盛ぶりであった。各地にFC展開するらしいし、焼肉としてのポークの需要も増大しそうなけはいを感じる。しかし、輸入ポークの需給の変動によっては仕入れに困難をきたす場面があるかもしれない。恒久的な値上がりの要因となる可能性が高いまことにやっかいな話だ。

ミートジャーナリスト・コンサルタント

高橋 寛